

女性認定農業者

●前川洋子さん 三重県津市



①経営内容について(経営の規模、内容、役割分担、特徴など)

稲・麦・大豆および作業受託による土地利用型経営 経営面積約 50ha。将来は法人化も視野に入れながら、通年雇用を確保し、今後の規模拡大に備える。

妻(洋子)、夫(正次)、長男(和彦)の3者で家族経営協定を締結し、就業条件や役割分担、給料制の導入を進め、家族で取り組む企業的な農業経営をめざしている。家族経営協定の締結に伴い、3者で経営改善計画の共同申請を行い、地域農業の担い手としてがんばっている。

②担い手(認定農業者等)になったきっかけ

当初、夫は公務員であり妻が農業を担っていたが、税務申告を白色から青色申告に切り替えたことをきっかけに妻が経営主として主体的に経営に取り組みはじめ、関係機関の勧めもあり、認定農業者となった。

「夫婦で農業をする」というライフプランを描き、その目標に向け規模を拡大、結果夫も農業者となり、夫婦での農業経営が実現した。また、長男も就農し、家族経営協定を締結して、3者で経営改善計画の共同申請を行い、認定農業者となった。

③担い手(認定農業者等)なったことで感じるメリット

- 経営改善計画の作成にあたって、5年後の目標を話し合ってたてることができる。
- 共同申請を行ったことで、3者で経営改善計画について情報を共有することができ、それに向かってそれぞれの役割と責任を明確にし、取り組むことができる。
- 関係機関と共に経営改善計画を作成することで、農地の集積や経営改善について支援を得られやすくなる。
- 認定農業者の他、県指導農業士、県農村女性アドバイザーの認定を受けたことで、地域農業の担い手としての信頼を得ることができた。また様々な情報を得ることができ、視野を広げ経営改善につなげることができる。

④経営に参画する担い手を育てるため、行なっていること、行いたいこと

家族経営協定で目標を持ち、作業・仕事を分担し、一致協力してことを進め、労働時間、給与などを明記してルールを持つことがいかに大切であるかを考え、責任を持ち日々の作業に努めている。

⑤女性の担い手(認定農業者等)育成に必要なと思われる環境は

- 家族の協力、理解及び行政等の支援を得て、働きやすい環境を作る。
- 地域住民とのかかわりを持ち、地域の行事等に積極的に参加ができるようにする。